

第3号議案

2025年7月23日

第521回理事会

災害等復旧費用の相互扶助に係る災害等扶助拠出金の総額及び積立基準額の設定 及び公表について（案）

災害等復旧費用の相互扶助を運用するにあたり、2026年度から2030年度までの間、災害等扶助拠出金（以下、「拠出金」という。）の総額及び積立基準額について、業務規程第176条の8の規定及び災害等復旧費用の相互扶助運用要領2（1）に基づき、第13回運営委員会（2025年7月2日）における審議を踏まえて設定するとともに、別紙の通り本機関ウェブサイトにて公表する。

1. 拠出金の総額

62.1億円／年

ただし、前年度末の積立残高が積立基準額の半額（47億円）を超える場合は、拠出金の総額を半額（31.05億円）に減額する。

2. 積立基準額

94.0億円

以 上

【添付資料】

別紙：ウェブサイト掲載イメージ

<参照条文>

○業務規程（抄）

（毎事業年度の災害等扶助拠出金の総額と積立基準額の設定）

第176条の8 本機関は、毎年発生する蓋然性が高い通常規模の災害への対応分に加え、数年に一度発生する大規模な災害に対応するための積立分を考慮して毎事業年度の災害等扶助拠出金の総額を定める。

2 災害等扶助拠出金の過度な積立てを回避するため、災害等扶助拠出金の積立額に基準（以下「積立基準額」という。）を定める。



電力広域的運営推進機関
Organization for Cross-regional Coordination of
Transmission Operators, JAPAN

- 3 前2項に規定する災害等扶助拠出金の総額及び積立基準額は、原則として5年ごとに見直す。ただし、大幅な積立不足が生じる場合など、見直しを行う必要が生じた場合には、この限りでない。

○災害等復旧費用の相互扶助運用要領

2 拠出金・積立基準額に関する手続きについて

(1) 拠出金・積立基準額の設定について

ア. 設定の時期

拠出金及び積立基準額の改定期は5年に一回とするが、積立金が大幅に不足した時などは見直しを行う。それらの改定期・見直し時に運営委員会にて審議する。

イ. 設定方法

基本的には、積立基準額は、十分な積立金額を確保しておくことが重要であるため、直近の大規模災害における制度対象費用の概算等を踏まえて設定し、拠出金は、過去の実績から想定される1年あたりの平均交付金額に、数年に一度発生するような大規模災害に対応するための積立分を加算して設定する。

ただし、現行料金制度下では交付の実績もまだなく、金額を算出する根拠となる額も正確に出すことが難しいため、2025年度までの間、経済産業省から通知を受けた額を踏まえて算定する。

ウ. 拠出金及び積立基準額の決議

本機関は、イにより算定された拠出金及び積立基準額を、理事会の決議を経て決定する。

エ. 公表

本機関は、拠出金及び積立基準額の改訂が理事会にて決議されたのち、速やかにこれを公表する。



(別紙)

災害時連携計画・災害等復旧費用の相互扶助制度

【災害時連携計画関連】

2024 年 7 月 17 日 [災害時連携計画\(変更\)の経済産業大臣への送付等について](#)

2024 年 3 月 27 日 [災害時連携計画\(変更\)の経済産業大臣への送付等について](#)

2022 年 6 月 6 日 [災害時連携計画\(変更\)の経済産業大臣への送付等について](#)

2021 年 6 月 30 日 [災害時連携計画\(変更\)の経済産業大臣への送付等について](#)

2021 年 5 月 19 日 [災害時連携計画の確認における考慮事項の変更及び公表について](#)

2020 年 7 月 10 日 [災害時連携計画の経済産業大臣への送付等について](#)

2020 年 7 月 9 日 [災害時連携計画における考慮事項の公表について](#)

【災害等復旧費用の相互扶助制度関連】

2025 年 7 月 23 日 [災害等復旧費用の相互扶助に係る災害等扶助拠出金の総額及び積立基準額の設定及び公表について](#)

2025 年 7 月 23 日 [災害等復旧費用の相互扶助運用要領の改定及び公表について](#)

2025 年 3 月 19 日 [災害等復旧費用の相互扶助運用要領の改定及び公表について](#)

2024 年 4 月 24 日 [災害等復旧費用の相互扶助運用要領の改定及び公表について](#)

2022 年 4 月 1 日 [災害等復旧費用の相互扶助運用要領の改訂及び公表について](#)

2021 年 4 月 1 日 [災害等復旧費用の相互扶助運用要領公表について](#)

(別紙)

更新日：2025 年 7 月 23 日

災害等復旧費用の相互扶助に係る災害等扶助拠出金の総額及び積立基準額の設定及び公表について

2026 年度から 2030 年度までの間、災害等復旧費用の相互扶助に係る災害等扶助拠出金の総額及び積立基準額について、第 13 回運営委員会(2025 年 7 月 2 日開催)の審議を経て、第 521 回理事会(2025 年 7 月 23 日開催)の議決により設定しましたので、公表いたします。

1. 拠出金の総額

62.1 億円／年

ただし、前年度末の積立残高が積立基準額の半額(47 億円)を超える場合は、拠出金の総額を半額(31.05 億円)に減額する。

2. 積立基準額

94.0 億円

● ご参考

第13 回運営委員会(2025 年 7 月 2 日開催)資料は[こちら](#)